

田舎館村ホームページ有料広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、田舎館村ホームページ（以下「ホームページ」という。）に掲載する有料広告の取扱いを定め、併せて適切な村政情報の提供を資するとともに、自主財源の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) ホームページ 本村が管理するホームページをいう。
- (2) 広告 ホームページ内に表示される広告画像で、広告主の指定するウェブページにリンクするものをいう。

(掲載の範囲)

第3条 掲載できる広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反し、又は違反するおそれのあるもの
- (2) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (3) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (5) その他、広告として掲載することが適当でないと村長が認めるもの

(広告の規格等)

第4条 広告を掲載する位置、枠数及び規格は、原則として次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 位置 ホームページの指定した場所
- (2) 枠数 10枠
- (3) 大きさ 縦50ピクセル、横170ピクセル
- (4) 形式 GIF（アニメーション不可）、JPEG、PNG
- (5) データ容量 10KB以内

(広告の掲載期間)

第5条 広告を掲載する期間は、1ヶ月単位とし、掲載申込みのあった期間とする。

2 広告の掲載を開始する日（以下「掲載開始日」という。）は、当該広告を掲載する月の初日とする。

3 広告の掲載を終了する日（以下「掲載終了日」という。）は、当該広告を掲載する月の最終日とする。

(広告掲載の申込み)

第6条 ホームページへの広告掲載希望者は、ホームページ広告掲載申込書（様式第1号）に係る書類等を添えて申込むものとする。

（広告掲載の決定）

第7条 村長は、前条の規定による申込みを受けたときは、内容を審査し、ホームページ掲載の可否を決定し、ホームページ広告掲載（非掲載）決定通知書（第2号様式）により広告掲載希望者に通知するものとする。

（広告掲載料）

第8条 広告の掲載料は、1枠あたり月額5,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

（広告掲載料の納付）

第9条 広告掲載料の納付は、広告掲載の決定通知を受けた後、村長が指定する期日までに一括前納しなければならない。

（広告掲載の取消し）

第10条 村長は、広告掲載後において村の行政運営上支障があるとき、又は指定する期日までに広告主が広告の掲載料金を納付しなかったときは、広告の掲載を取り消すことができる。

2 村長は、広告掲載後において、第3条各号に該当する事実が判明し、若しくは現出したとき、又は広告内容の実態が変更され、若しくは消滅したときは、広告の掲載を取り消すことができる。

3 前項の規定により広告の掲載を取り消したときは、ホームページ広告掲載取消通知書（様式第3号）により広告主に通知するものとする。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、自己の都合により、ホームページへの広告の掲載を取下げることができるものとする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載を取下げようとするときは、ホームページ広告掲載取下げ申請書（様式第4号）を村長に提出するものとする。

（広告掲載料の返還）

第12条 既納の掲載料は返還しない。ただし、広告主の責めに帰することのできない理由により、本村が広告を掲載できなくなったときは、当該掲載することができなくなった期間に応じ、既納の広告掲載料を返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、掲載開始日から掲載終了日までの日数による日割りとし、10円未満の端数金額は切り捨てるものとする。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料には、利子を付さない。

（広告主の責務）

第13条 広告の内容に関する責任は、当該広告主が一切負うものとする。

(免責)

第14条 広告掲載において、次に掲げる事由により、当該広告が一定期間停止する場合にあっては、村は、当該停止に係る広告掲載料の返還、損害賠償等の責めを負わないものとする。

(1) サーバー、ソフトウェア等に対して村長等が行う点検、修理、補修、改良等に
伴う停止

(2) 地震、水害、落雷等の天災若しくは火災、停電、第三者による不正アクセスその他
他村の責めに帰さない事由によるサーバー、通信回線等の事故又は障害による
停止

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、広告に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(申込先)
田舎館村長 様

(申請者)
住 所 (所在地)

氏 名 (名称)

電話番号 (代表)

E-mail

※法人・団体にあつては、主たる事業所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入してください。

ホームページ広告掲載申込書

田舎館村ホームページへの広告掲載について、次のとおり申し込みます。
また、ホームページへの広告掲載決定の審査に当たり、地方税等の納付状況について、貴村担当課の資料を閲覧することに了承します。

法人、団体等の事業概要		
広 告 の 内 容 ※広告デザインの概要(案)を記入してください。別紙添付可		
リンク先URL		
掲 載 希 望 期 間	年 月 日から 年 月 日まで (計 月間)	
申 請 者 連 絡 先 ※担当者の連絡先を記入してください。	部 署 名 担当者氏名	
	電 話 番 号	
	E-mail	
添 付 書 類	<ul style="list-style-type: none"> ・会社案内 (パンフレット等) ・直近の市区町村税の納税証明書 (村内事業者は不要) 	

年 月 日

様

田舎館村長

印

ホームページ広告掲載（非掲載）決定通知書

年 月 日付けで申し込みのありましたホームページへの広告掲載について、次のとおり決定しましたので通知します。

区分	<input type="checkbox"/> 掲載します ※原稿は 年 月 日までに提出してください。
	<input type="checkbox"/> 掲載しません (理由)
掲載期間	年 月 ～ 年 月 (計 月)
掲載料	円 (円 × 枠 × 月)
納入期限	年 月 日 ※同封の納入通知書により納入期限までにお支払いください。 ※期日までに納入されない場合は掲載できませんので、ご了承ください。 ※納入通知書は切り離さずに指定金融機関等へご持参ください。

様式第3号（第10条関係）

ホームページ広告掲載取消通知書

年 月 日

様

田舎館村長

印

ホームページの広告掲載について、次のとおり取り消しすることを決定しましたので通知します。

決定事項	<input type="checkbox"/> 掲載取消
決定理由	<input type="checkbox"/> 広告掲載料未納
	<input type="checkbox"/> その他 ()

様式第4号（第11条関係）

年 月 日

田舎館村長

様

（広告主）

ホームページ広告掲載取下げ申請書

ホームページに掲載している広告について、次の理由により掲載を取り下げます。

取下げ期間	年 月 ～ 年 月
取下げ理由	